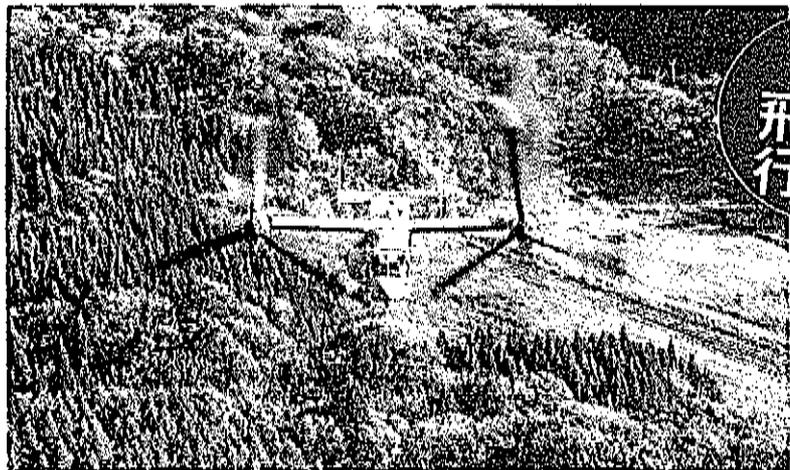


空軍オスプレイも「高度60メートル」

マニユアル明記 航空法は150メートル

超低空飛行



北海道の農村地帯で高度150メートル以下の低空飛行を行うMV22オスプレイ＝2022年10月13日（米国防総省DVIDS）

米海兵隊のMV22オスプレイが沖縄県を除く国内の山岳地帯で高度200メートル（約60メートル）の超低空飛行訓練を行うとした日米合同委員会合意（7日付）をめぐり、米空軍のCV22オスプレイも高度約60メートルでの飛行を想定していることが分かりました。航空法で定められている最低安全高度（人口密集地で約300メートル、人気がない地域で約150メートル）をはるかに下回る危険な飛行が全国に広がるおそれがあります。

全国に広がる恐れ

MV22の飛行高度をめぐっては、日本共産党の井上哲士参院議員が2012年7月20日付質問主意書で、米海兵隊の訓練マニュアルに、固定翼機のような状態で飛行する「航空機モード」の場合、最低高度を200メートルと明記していることを指摘。航空法との矛盾を指摘していました。これに対して、同年9月の合同委員会合意は、原則500メートル（約150メートル）以上の運用を確認しましたが、今回の合意でマニユアル

ル通りの運用となりまし
た。

一方、横田基地（東京都）に配備されているCV22に関して、米空軍が作成した飛行マニユアル（21年9月13日付）には、航空機モードで「山岳地帯」を飛行する場合の最低高度を、MV22と同じ200メートルに設定。「非山岳地帯」では、さらに低い100メートル（約30メートル）に設定しています。

防衛省は、今回の合意は「沖縄の負担軽減のため」であり、高度60メートルの飛行を容認するのは普天間基地（沖縄県宜野湾市）所属のMV22に限定するとしています。しかし、この合意がCV22や、今後配備が狙われている米海軍のCMV22オスプレイの超低空飛行容認の「前例」になる危険があります。